

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

三木市長 仲田 一彦

市町村名 (市町村コード)	兵庫県三木市 (28215)	
地域名 (地域内農業集落名)	口吉川町 (西中)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年4月21日、令和6年6月30日 (第1～2回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

西中地区の農家戸数は20戸で、内16戸が水稻栽培農家で、個別完結型の経営を行っている。地区では12戸が「西中営農組合」(任意のサービス事業体)を組織し、水稻栽培では、トラクター3台、田植機2台、コンバイン2台の共同利用を行っている。

また、7戸が黒大豆栽培を行い、JA兵庫みらいに出荷している。

意向調査回答者22名のうち、13名(59%)が65歳以上と高齢化が進みつつある。意向調査の中で、一部の農家が規模縮小や離農の意向を持っており、今後の地域農業のあり方や将来の農地利用についての検討が必要となっている。

(2) 地域における農業の将来の在り方

契約栽培である酒米「山田錦」を主要作物としつつ、高収益作物として黒大豆栽培を継続し地域特産物として定着を図る。

今後も、個別完結型的水稻経営を行い、西中営農組合については、共同利用の方式を継続しつつ、今後の担い手の営農状況を見ながら、営農組合の運営方法を検討する。

また、若手農業後継者に対し、大型特殊免許の取得をすすめるとともに、機械作業に慣れてもらいながら、営農組合のオペレーターとして将来の担い手を育成する。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	23.40 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とし、林地に接している遊休農地は区域外とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
農業委員、農地利用最適化推進員と調整し、担い手を中心に農地バンクを通じた集積、集約化をすすめる。
(2)農地中間管理機構の活用方針
中間管理事業制度を地区農家に周知を行いながら、現在の利用権設定や規模縮小・離農に伴う権利設定は、中間管理事業を活用するよう誘導する。
(3)基盤整備事業への取組方針
ほ場整備は、すでに完了している。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
西中集落において、新規就農者等就農を希望する者がある場合は、地域の貴重な担い手として受け入れできるルールを作り、三木市や加西農業改良普及センター、JA兵庫みらいとも連携し、多様な担い手育成確保に取り組む。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
良質な山田錦生産に欠かせない病害虫の仕上げ防除について、JA兵庫みらいに無人防除を委託する。 また、西中営農組合はサービス事業体として、個別農家の経営を支えており、オペレーターを確保し、組合による作業受委託を進める。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①地域による鳥獣被害対策の集落点検マップ(侵入防止柵や檻の設置状況、放置果樹や目撃・被害発生場所等)づくりや、連絡網の整備や新たな捕獲人材を募集し、地域で育成していく。
 ③今後、営農組合の機械更新の際には、オペレーターの作業負担軽減や新規オペレーターの確保、作業の省力化を図るため、スマート機器の導入を進める。
 ⑦多面的機能支払交付金等の活用により、農地、水路等の保全管理をすすめ、継続的な農業生産や快適な住環境づくりに取り組む。